**指定申請手続きの概要＜訪問看護＞**

**１　訪問看護・介護予防訪問看護事業について**

　　訪問看護事業とは、看護師その他厚生労働省令で定められた者が、要介護者等（主治医がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）の居宅を訪問して、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うことです。

**２　指定申請方法について**

**（１）事前協議**

①　指定申請は事前協議制ですので、必ず事業着手前（用地・施設取得を含む）にご相談ください。

事前協議（図面協議、スケジュール・基準確認）を行わずに着手したものについては、指定できませんので留意願います。（※平面図・工程表にて確認します）

　②　事前協議に当たっては、**ご予約の上**ご来庁ください。現地確認等で担当者が不在となることがあるため、ご予約がない場合、協議に応じられないことがあります。

　③　事前協議には以下のものをご用意ください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 事業所の建物の計画平面図（基本的に建物全体。申請に係る部分はできるだけ詳細な図面） |
| ２ | 事業所の建物の敷地内配置図（敷地内の建物、駐車場等の配置が分かるもの） |
| ３ | 事業所の建物の近隣の住宅地図等（申請予定地周辺の様子が分かるもの） |
| ４ | 事業所の開設スケジュールが分かる書類（工事工程表等） |
| ５ | 法人の定款等（最新のもの） |
| ６ | 既存建物の場合、現状の写真（外観、内部の主要部分等） |
| ７ | 事業所が自己所有物件の場合所有権が分かるもの（登記簿謄本等の写し） |

　④　事前協議の前に、事業所の建物がある土地について、本市**都市計画課**（北九州市役所本庁舎１３階）にて**土地の用途地域等**（例・第一種住居地域、商業地域、市街化調整区域等）を確認し、開設可能かどうか事前に協議を行ってください。

⑤　設備基準を満たしていない場合等事前協議に日数を要する場合がありますので、日程に余裕をもって協議を行ってください。

**（２）申請書類の受付**

①　指定申請書の受付は、**指定予定日（毎月１日）の前々月末（必着）**に締め切ります。

　　なお、その日が土・日・祝日等の閉庁日であった場合は、**閉庁日の前日**が締め切り日となります。

②　提出書類等

　３の「指定申請に必要な書類について」を参照してください。

③　提出先及び提出部数

　　北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課居宅サービス係に、**１部提出**してください。

　　また、ヒアリング時に使用しますので、必ず**控えを１部**作っておいてください。

④　提出方法

**電子申請届出システムを使用し、電子申請をしてください。**やむを得ず紙申請をする場合は、事前に担当者に連絡をし、締め切り日までに持参または郵送してください。郵送は担当者に締切日必着となりますのでご注意ください。

⑤　現地調査

　訪問看護事業所指定の際には、必ず現地調査を行います。指定予定日から土・日・祝日を除いて４日以上前に現地調査ができなければ、その予定日での指定は難しくなります。

**（３）指定**

　指定日（事業開始日）は、原則として要件審査終了後の直近の**１日**です。

事前協議から申請・指定までの流れ

　　　　設備着手前　　　　　　　　　　　　 前々月末 １～１０日　　　　１５日　　２０日　　１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(前月)

① 事前協議

図面協議、スケジュール・基準確認

⑧指定

②

設備

着手

⑥

設備

完成

④ヒアリング

書類審査

修正・追加

書類審査

⑦現地調査

設備・人員

運営の確認

③

申

請

⑤

申請書

完　成

**３　指定申請に必要な書類について**

（１）申請書等の必要書類を添付しています。漏れなく記入して期限内に提出してください。

（２）使用する印鑑は、すべて法務局に登録されている法人の代表者印を使用してください。

（３）提出書類チェックリストにて「写し」と表示している書類について、原本証明は不要です。

（４）申請書類の規格は、特段に定めのない限りＡ４サイズ（日本工業規格Ａ列４番）としてください。

（５）下記の５「申請書記載例等について」を参照の上、記入してください。

（６）別添「指定申請に必要な書類一覧（チェックリスト）」を使い、チェック漏れがないか確認の上、申請書に必ず添付してご提出ください。

（７）チェック漏れ、書類の記入漏れ、添付漏れがある場合は申請書を受理できません。

（８）申請時に添付できない書類がある場合は、担当にご相談ください。

**４　指定を受けるための要件について**

（１）介護保険法第７０条第２項、第１１５条の２第２項各号に該当しないこと。

　　指定を受けるために必要な要件は、次の①～⑤のとおりですが、それを具体的に記述した「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及びその解釈通知「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」を添付しています。

　必ず、全文を熟読し、理解した上で申請してください。

①法人であること。

②事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運

営に関する基準」（平成１１年３月　厚生省令第３７号）に定める基準及び員数を満たしている

こと。

③事業所の設備が厚生省令第３７号に定める基準を満たしていること。

④厚生省令第３７号に定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。

⑤法人及びその役員等が欠格事項（法第７０条第２項第５号から第７号まで、第９号又は第１０号、法第１１５条の２第２項第５号から第７号まで、第９号又は第１０号）に該当していないこと。

（２）北九州市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者に該当しないこと。

**５　申請書類記載例等について**

　　申請書類の記載例等を添付しています。書類作成の際の参考にしてください。

**６　他法令について**

　法人設立を行った場合は、設立に関する届出が必要です。また、従業員を雇用した場合は、雇用関係や社会保険関係の届出が必要です。

（例）

（１）公共職業安定所　（雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届）

　　　　（又は労働基準監督署）

　（２）社会保険事務所　（健康保険・厚生年金保険新規適用届、新規適用事業所現況届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険被扶養者届）

**７　介護サービス情報の公表について**

　　平成18年4月から実施が義務付けられていた「介護サービス情報の公表」は、平成24年4月

1日から、希望する事業所のみ福岡県が調査を実施してきました。

　　平成30年4月からは、北九州市が、希望する事業所に調査を実施します。

　　準備ができ次第、事業所に通知いたします。

　　福岡県のホームページもご参照ください。　http://www.pref.fukuoka.lg.jp/

**８　相談・問い合わせ先について**

　事業者指定申請に関する相談・質問等については、下記にお問い合わせください。

　なお、来庁される場合には、事前に電話で来庁日時の予約をしていただきますようお願いいたします（予約者優先となります）。

　特に指定申請書受付締め切り日直前は、多数来庁者があり混雑しますので、必ず事前にご連絡ください。

* **申請、問い合わせ先**

**北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課居宅サービス係**

**〒803-8501　北九州市小倉北区城内１番１号　Tel.(093)582-2771　　Fax.(093)582-5033**